

杉並区立学校感染症対策と
学校運営に関するガイドライン
(令和3年度)

杉並区教育委員会
(令和3年6月)

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、杉並区立学校の感染症対策に関する考え方や、持続的な学校運営、感染者が出た場合の対応などを具体的に示したものである。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症対策を徹底して行うとともに、区内の感染状況を踏まえた上で教育活動を進めていく。なお、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合があることに留意する。

～感染症対策に関する基本的な考え方～

新型コロナウイルス感染症とともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、これまでの経験やそれに基づく知見などを生かし、引き続き感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図っていくことが重要である。

【基本方針】

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、次の2点を基本方針とする。

- I 児童生徒には不織布マスクを推奨し、教職員は原則不織布マスクとし、常時、マスクの着用を基本とする。
- II 活動中の児童生徒同士の間隔は、一定の身体的距離を確保し、2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。また、大声を出すような活動等は避ける。

今後においても、教職員、児童生徒が基本方針を守り、保護者、その他の学校関係者なども、手洗いや咳エチケットといった基本的な感染症対策を徹底するとともに、学校内外で「新しい日常」を徹底して学校運営を継続する。

そのため、学校内外において、以下4点の対策を講じることが重要である。

1 以下の3つの密＝「三密」（密閉・密集・密接）回避の徹底

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多くの人が密集
- ③近距離での会話や発声

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避する。

- 2 手洗いや咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策の徹底
- 3 日頃の家庭、関係機関等との連絡体制の確認
- 4 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備

I 持続的な学校運営について

1 感染症予防策の徹底（学務課）

（1）学校における感染症対策

ア 学校は、感染防止のための「三密」が同時に重なる場を避けるよう、1つ1つの条件が発生しないよう配慮して、適切な学習環境の保持に努める。特に、休憩時間においては、マスクなしでの大声、至近距離での会話や接触は避ける。

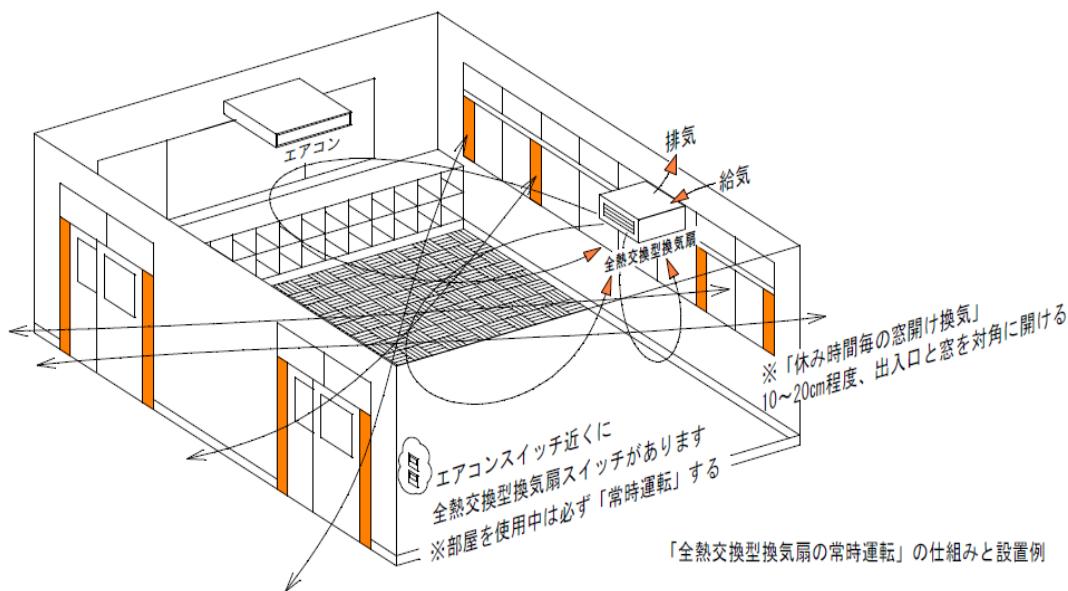
・教室等の換気の徹底

可能な限り、常時2方向の窓を開けて対角線上に空気の流れを作ることが望ましい。

夏季においては、熱中症予防を考慮し、1単位時間毎に1回換気を行う。体育館など天井が高く広い部屋でも、同様に換気を行う。窓のない部屋は、常時入口を開ける。冷暖房設備の使用時も定期的に換気を行う。換気の程度は、天候や教室の位置により異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談する。

冬季においては気温の低下に配慮して、室温低下により健康被害が生じないよう衣服により保温を心がけることや、室温が下がりすぎないように廊下や空き教室を活用して行う「二段階換気」などの工夫により、可能な限り常時換気に努める。

なお、「全熱交換型換気扇」がある場合には、常時運転を行うことで、窓開けを行わなくても換気を行うことができ、室温低下を防ぐことができるが、休憩時間毎の窓開けによる換気を行う。



- ・席の適切な配置により、密集を避ける。
- イ 教室の温度・湿度については、空調・冷暖房設備等や衣服による温度調節を含めて、適切に管理する。冬季は、教室等室内の「加湿」についても工夫する。
- ウ 手洗い等については、校内に液体石けん等や手指消毒剤を設置するなど、感染予防に

努める。手指消毒剤により皮膚に過敏症状等を起こす場合は、石けんと流水での手洗いを十分に行う。

エ 咳エチケットの徹底として、校内への立ち入りの際は、マスクの着用を徹底する。なお、高温・多湿の環境下における運動時や気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒の間に十分な距離を保つなどの配慮の上、マスクを外すよう対応する。

※15分以上、マスクを外しての会話は、感染リスクが高まることを意識する。

オ 校内の清掃について

- ・日常的な校内清掃については、教室やトイレなど、児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒が手を触れる箇所（ドアノブや取手、手すり、スイッチ等）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃する。消毒液については、次亜塩素酸ナトリウム希釈液等を使用し、金属部分は消毒用アルコールを使用するなど用途により使い分ける。なお、トイレの清掃については、区の定める実施方法により行う。
- ・感染が疑われる児童生徒の教室及びその者が利用した共用スペースについては、消毒・清掃を実施する。具体的には、手袋を着用し、換気を十分に行った上で、次亜塩素酸ナトリウム希釈液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。金属等の消毒には、消毒用アルコールを使用する。なお、次亜塩素酸ナトリウム希釈液の噴霧は有害であるため行わない。消毒・清掃に使用した使い捨て手袋等は、二重にしたビニール袋に入れ袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。

(2) 児童生徒への健康指導

ア 学校は、児童生徒に対し、こまめな手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、咳エチケット（マスク着用等）の励行について指導する。手洗いの際に、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとし、共用はしないように指導する。うがいは、のどの感染予防の一手段であるため、外から教室に入る時等できる範囲で行い、帰宅後の自宅での励行を指導する。

イ 児童生徒には、自宅で、毎朝の検温と体調の変化等について「健康観察票」（別紙）に毎日記録し、保護者に確認をしてもらったものを登校時に担任等に提出するよう指導する。発熱等の風邪症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するよう指導を徹底するとともに、かかりつけ医へ相談の上、学校へ連絡するよう保護者に協力を求める。

ウ 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、まず、かかりつけ医へ相談する。かかりつけ医がない場合は、「杉並区受診・相談センター」へ相談する。同居家族がPCR検査等を受けることになった場合は、児童生徒に無理をさせず休養させ、検査の結果が「陰性」と判明するまでは登校を控え、学校に連絡するように、保護者の理解と協力を得る。

※イ、ウの場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとり、児童

生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

- エ 自宅で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒については、登校時、教室に入る前に、教室の入口等で非接触式電子温度計等を活用して検温及び健康観察を行う。発熱等の症状がある場合は、養護教諭や校長と相談し、保護者に連絡して、帰宅を指示する。
- オ 登校後に、児童生徒に、発熱等の風邪症状がみられる場合は、サージカルマスクに付け替え、別室で待機させ、保護者に至急連絡する。待機中に急激に症状が悪化した場合は、杉並区受診・相談センターへ連絡し、受診先と受診方法を確認し、必要に応じて救急車を要請する。
- カ 保護者等が来校するまでの間、学校にとどまる必要がある場合は、他の者との接触を避けるよう、別室（保健室の他に別室やコーナー等を設けて）で待機させるなどの配慮をする。別室等への移動は、できる限り人や物の接触を避け、マスクの上をハンカチ等で覆うなどして移動させる。別室等での見守りは、一定程度の距離を置いて様子を観察し、症状の急変などには、教職員で連携して対応する。
特に、基礎疾患のある児童生徒には十分留意して観察する。別室での対応となることについては、事前に全児童生徒に指導しておく。
- キ 保護者には、できるだけ速やかに引き渡すとともに、かかりつけ医等への受診を促し、症状が消失するまでは自宅で休養するよう指導する。（その場合は、指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」として記録する。）体調が急激に悪くなった場合や息が荒くなり、呼吸が苦しくなった場合は、杉並区受診・相談センターへ相談をするように指導するとともに、受診や相談の結果について学校に連絡するよう協力を依頼する。
- ク 当該児童が学童クラブや放課後居場所事業の利用者の場合は、学童クラブ等の職員へ引継ぎ、保護者に安全に引き渡す。
- ケ 春季・夏季・冬季休業中も毎朝の検温と健康観察は、引き続き行い、体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養するよう指導する。休業中にPCR検査等を受けた場合や感染者等になった場合は、休業中であっても学校へ遅滞なく連絡するように保護者に周知する。

(3) 家庭における感染症対策の依頼（ウイルスを持ち込まない行動を意識する。）

- ア 「三密」の回避、正しい手洗い、咳エチケットの励行について指導するとともに、休業中も、適宜、検温等の健康観察を行うよう保護者に協力依頼をする。必要に応じて、「健康観察票」（別紙）を活用する。
- イ 同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合は、p.4の(2)ウと同様の対応とする。
- ウ 万が一、児童生徒が感染者や濃厚接触者となった場合は、遅滞なく学校へ連絡を入れるよう保護者へ周知する。校長は迅速に教育委員会へ報告する。
- エ 十分な換気をする。

- オ 手が触れる場所などの消毒をする。
- カ タオルなどを共用しない。
- キ 休日の不要不急の外出は控える。
- ク 長期休業中の帰省等は時期をずらすことなども検討してもらう。
- ケ 買い物などで外出する場合でも、人数や時間は最小限とする。
- コ 体調が悪い方や重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方は、会食を極力控えてもらう。
- サ 同居している家族についても会食などへの参加や家族ぐるみの交流による接触、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える。
- シ 外出先から帰宅した時には、手洗いや消毒などを徹底する。

2 教育活動上の留意点（済美教育センター）

（1）各教科等の指導

ア 使用する楽器、用具等

児童生徒間での使いまわしを極力避け、共用する場合は十分消毒をしたり、事前・事後の手洗いを徹底したりする。

イ グループ活動

身体的距離が確保できる人数とし、回数の精選や時間の短縮に努める。

ウ 飛沫防止の観点から特に留意する近距離で行う活動

- ・ 実験や観察（理科、生活等）
- ・ 共同制作、鑑賞（図画工作、美術、技術・家庭等）
- ・ 調理実習（家庭等）
- ・ 室内で、近距離で行う合唱及び管楽器演奏（音楽等）
- ・ 密集する運動、身体接触を伴う運動（体育、保健体育等）

※ 緊急事態宣言発令等、都内の感染が拡大している場合は、これらの活動は控え

る。なお、令和3年1月7日付け2杉教第8369号「緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウィルス感染症対策の徹底について（通知）」2 教育活動上の留意点（2）を参照。

（2）実技を伴う体育・保健体育

ア 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ない。特に呼気が激しくなる運動を行う際や、高温・多湿の環境下においては、換気や児童生徒の距離を十分に確保した上で、マスクを外すよう対応する。

イ 用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な限りマスクを着用する。

ウ 軽度の運動を行う際、また高温・多湿の環境下ではない場合において、児童生徒が

マスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を可とする。その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するなど事故防止にも留意する。

エ 更衣室は、定期的に換気するとともに、児童生徒の身体的距離を確保することが困難な場合は、少人数ごとの利用とする。

(3) 水泳指導等

ア 学習中、児童生徒は、会話や発声を控えるよう指導を徹底する。

イ プールサイドやプール内等では密集を避けるため、身体的距離を確保するようする。

ウ バディ等、児童生徒が組になる人数確認は、感染リスクに十分注意し、間隔を開け、アイコンタクトで確認する等工夫して実施する。

エ 更衣室は、p 7 の 2 (2) エと同様とする。また、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなどは消毒を行う。

オ 屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行う。

カ 毎朝の検温や健康観察により児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせる。

キ 授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外したりして、他の児童生徒との距離を保ちながら参加するよう指導する。

ク 児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導する。

ケ 実施の目的や方法、感染症対策について児童生徒及び保護者に説明し、同意書を得る。

※水泳指導等については、今後の国及び都の通知を踏まえ、変更する場合がある。

(4) 音楽での管楽器演奏、合唱

マスク着用により、息苦しくなるなどの場合は十分な距離をとってマスクを外して行うことも可とする。

(5) 学校行事

ア 儀式的行事（集会等の文化的行事を含む）

・令和3年度入学式等は、令和3年2月3日付2杉教第9040号「新型コロナウイルス感染症対策を施した令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等の実施について（通知）」のとおりとする。

・大人数の児童生徒が集まる活動は、「基本方針Ⅱ」を遵守する。

イ 健康安全・体育的行事

・運動会・体育祭は、短時間で、参観者を制限したり、体育、保健体育の授業の発展

として、記録会実施に替えたりする等の工夫をする。

- ・避難訓練など児童生徒が一堂に集まって行う活動は、短時間で実施する。
- ウ 遠足・集団宿泊的行事
- ・「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」を参考にする。
 - ・宿泊を伴う校外学習を実施する場合、感染状況の変化や受入先の確保が難しい場合は実施の中止あるいは延期を検討する。
 - ・遠足、社会科・生活科見学等において、貸切バス等を利用する場合、室内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えめにすることを前提で一人1席ずつの座席利用を可とする。
また、マスクの着用、会話を控えるなど感染症対策を十分に講じた上で、公共交通機関を利用することは可とする。

(6) その他の教育活動

ア 休憩時間

「三密」にならないよう配慮して活動できるようにする。

イ 中学生職場体験学習

生徒自身も感染症防止対策を心掛けた上で、原則実施とする。

ウ 外部人材を講師とした学習活動

外部人材を招いて授業等を行う場合は、「基本方針Ⅱ」を遵守する。

エ 幼保小・小中連携活動、副籍交流等

大人数の児童生徒が集まる活動は、「基本方針Ⅱ」を遵守する。

オ 学校公開・研究会

身体的距離が確保できるよう参加者の人数制限を行うとともに、来校者には、マスクの着用や会話を控えることを事前に周知する。

また、参加者名簿記入や入校券の提出等、当日参加者の把握を行う。

(7) 学校給食（学務課）

ア 「学校給食衛生管理基準」及び杉並区の「学校給食の手引き」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

イ 児童生徒及び教職員全員が給食前後の手洗いを徹底する。

ウ 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、健康状態は良好であるか、衛生的な服装（白衣・エプロン・帽子・マスク等）をしているかを毎日点検する。

エ 配膳の際は、児童生徒が間隔を空け、会話を控えて並ぶ。配膳の前後は、静かに着席して待つ。

オ 児童生徒が対面する喫食形態を避け、喫食中の会話を控える。マスクは、喫食直前に外し、清潔なビニールや布等に置き食後はすぐに装着する。

(8) 学校保健（学務課）

- ア 「学校環境衛生基準」に基づき適切な衛生状態が確保されるよう配慮し、学校環境衛生管理に努める。
- イ 飲料水の水質検査は、遊離残留塩素の測定及び色、濁り、臭い、味などを点検し、飲料水として異常がないことを確認する。また、冷水器についても、同様の点検を行い、適正に管理する。長時間使用していない冷水器については、使用を再開する場合には、区通知「学校再開後の飲料水管理について」に基づき、適正に管理する。
- ウ 児童生徒の定期健康診断は、法定の期間内（6月30日まで）に感染防止対策を講じた上で実施する（文科省事務連絡「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について」）。
- エ プールの衛生管理については、例年通り、学校薬剤師等によりプールの水質検査を実施する。プール使用前の点検等については、「プールの安全標準指針」に基づき、プール及びプールサイドの清掃、点検などを、プール使用開始に間に合うように事前に行う。
- オ 発熱、咳等の症状がある児童生徒については、他の児童生徒との接触を極力避けるよう別室等で対応する。その際、いつでも対応できるよう簡易ベッド（診察台等）や椅子、ティッシュやビニール掛けしたゴミ箱等を用意しておく。
- カ 感染が疑われる児童生徒が使用したリネン類は、単独で洗濯する。おう吐物や下痢等の排泄物が付着した場合は、おう吐物や排泄物を適切に除去した後に、次亜塩素酸ナトリウム希釀液浸漬後、洗濯する。除去しきれない場合は、二重にしたビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する（ノロウイルス感染症対策に準じる）。
- キ 感染が疑われる児童生徒が鼻をかんだティッシュやマスク、応急処置に使用したビニール手袋等のごみの処理は、二重にしたビニール袋に入れて袋口をしっかりと縛り、可燃物として廃棄処理する。
- ク 応急処置を行うためのマスク、ビニール手袋等の準備は、通常の感染症予防のための衛生用品として整えておく。また、おう吐物等の処理用にフェイスシールド、ディスポガウン等の簡易な防護用品を、あらかじめ準備しておく。
- ケ 感染が疑われる児童生徒には極力接触を避けて対応する。

(9) 部活動（学校支援課）

ア 活動内容

「基本方針Ⅱ」を遵守するとともに、p 6 の 2 (1) (2) (3) (4)に準じて活動をする。

イ 練習試合、対外試合への参加及び合同部活動

必要性、安全性を確認して判断するとともに、校外で実施する場合は、会場の安全面に配慮し、感染防止対策を十分に講じる。

ウ その他

- ・更衣室は、p 7の2 (3) エと同様とする。
- ・保護者の意向等により、部活動に参加しない生徒に対しては、自宅で取り組むことができる課題（トレーニングメニュー等）を与えるなどの配慮を行う。

(10) 保護者・地域との連携活動等

保護者や地域の学校協力者については、来校前に自宅で検温するよう協力を依頼するとともに、発熱等の風邪症状がみられるときは、来校を取止めるもしくは学校での活動を中止するよう依頼する。来校時には、手洗いや手指消毒、咳エチケット（マスクの着用）励行等について、p 11の5 (1) (2) に準じる。

ア 保護者会、個人面談

時間短縮、身体的距離の確保、換気の徹底等の措置を講じた上で、実施する。

なお、オンラインによる実施は、区の規則により現在のところ不可となっている。

イ 学校運営協議会、学校評議員会

時間短縮、身体的距離の確保、換気の徹底等の措置を講じた上で、実施する。

ウ P T A活動

P T A役員等選出及びP T A総会については、書面による方法などを依頼するとともに、活動の実施の際は、「基本方針Ⅱ」を遵守するように依頼する。

エ 学校支援本部、放課後子ども教室、土曜日学校、青少年委員との連携活動等活動の実施の際は、「基本方針Ⅱ」を遵守するように依頼するとともに、地域関係者主催のイベント、行事については、感染状況を踏まえながら実施の可否を含めて判断するよう依頼する。

3 登校の判断（学務課）

(1) 感染症の予防上、保護者が児童生徒を出席させなかつた場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童生徒を出席させなかつた場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るようにする。その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からぬ患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。詳細は、参考資料「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(2020.12.3Ver.5 文部科学省) を参照のこと。

(2) 海外から帰国した児童生徒について

ア 国や地域を問わず、海外から帰国した児童生徒については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、検疫所の要請に従い外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。

イ アの場合の出席の扱いは、p 4の1 (2) ウ※と同様とする。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒について

ア 医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

イ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

ウ 校長が、登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

4 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への指導（済美教育センター）

(1) 感染者、濃厚接触者とその家族に対して

感染者や濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

ア 発達の段階に応じた未然防止の指導を定期的に行う。その際、例えば、マスクをしていない、咳をしている、登校時における検温で熱がある、医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒へのいじめや偏見、差別が生じないよう、生活指導上の配慮等を十分に行う。

イ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別、いじめを防止し、医療従事者等への感謝の念を育む指導を継続的に行う。

ウ 児童生徒や保護者等が、新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合には、学校や相談窓口に相談するよう、適宜周知する。

5 教職員の健康管理（教育人事企画課）

(1) 毎朝自宅で検温し、風邪症状を確認の上、出勤時に「健康チェック表」に体温等を記入する等の工夫をする。

以下のとおり、教育活動を行う際の感染症予防策を徹底する。

- ア 「三密」の回避、正しい手洗い、咳エチケット（会話や会議の際も必ずマスク着用）
- イ 毎朝の検温、健康観察（健康状態に不安がある場合は自宅で休養）
- ウ 出勤時の健康チェック（健康チェック表に体温等を記録する。）
体調不良時は、速やかに管理職（校長・副校長）へ連絡するとともに、かかりつけ医もしくは住所地の保健所等に受診方法や検査について電話で相談をし、自宅で休養する。
PCR検査を受けることになった場合は、速やかに管理職へ連絡する。管理職についても双方で連絡を取り合い、報告する。管理職は、令和2年11月30日付け2杉教第7322号「職員の新型コロナウィルス感染症の取組みについて」のとおり、職種により各担当課へ速やかに連絡する。管理職は、毎日、教職員の体調・健康状況の把握に努め、体調不良時には休養をとりやすい職場環境に配慮する。
- エ 委託事業者に対しても健康管理を徹底する。

(2) 昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- ア 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用する。
- イ 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話は控える。
- ウ 多人数、大声、至近距離での会話は控える。
- エ 教員が担任する教室で喫食する場合には、児童との対面する喫食形態を避ける。
もしくは、児童生徒と身体的距離をとるなど配慮する。
- オ 給食調理員については、分散して休憩がとれるように、学校は休憩室の確保と換気を配慮する。喫食の形態は対面する喫食は避ける。もしくは、調理員同士の身体的距離をとる。

(3) 勤務時間外（春季・夏季・冬季休業中含む）における感染症予防策の徹底

p 5の1 (3)に準じる。

(4) 風邪の症状がみられるときには、決して無理せず自宅で休養する。出勤後に発熱等体調が悪くなった場合はすぐに管理職に報告し帰宅することとし、公共交通機関を使う場合は、マスク等を装着し、できる限り人と近距離で接触しないよう注意する。

(5) 勤務時間外においても、感染防止対策の徹底を図り健康管理に努める。

6 教職員の勤務・服務（教育人事企画課）

原則、通常勤務とする。なお、詳細については、別途通知による。（都費教職員及び区費教員については都通知、区費職員については区通知に準ずる。）

II 臨時休業になる場合

基本的には、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくために、日常における感染症対策を徹底して継続することで、極力、臨時休業の措置は講じない。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応（学務課）

学校において感染者等が発生した場合には、学校内で感染を広げないための対策を講じながら、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくために、教育委員会、保健所や学校医等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防止する。また、学務課と済美教育センターへ報告する。

以下、詳細は、令和2年9月10日付け2杉教第5073号「新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応について」を参照。

（1）児童生徒、教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合

校長は、感染が判明した児童生徒の保護者や教職員及び学校関係者の本人等から、感染した旨の連絡を受けた場合、症状の有無や経過（症状が始めた月日、症状の内容、受診の有無と月日、検査等の有無と月日、医療機関や保健所からの指示内容等）、学校内における活動の様態、接触者の多寡、感染経路の明否等について、保護者や本人等に確認を行い、以下の対応を迅速に行う。また、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、杉並保健所による「学校調査」に対し情報提供とともに、感染者の行動範囲の消毒及び校内の濃厚接触者の特定について杉並保健所より指示を得る。

ア 児童生徒の感染が判明した場合

校長は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条（以下、「同法第19条」という。）に基づく「出席停止」の措置を取る。その期間は、杉並保健所の法的措置（入院勧告）の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。併せて、学務課へ連絡する。

イ 教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合

校長は、当該職員に対して、事故欠勤または病気休暇等を取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとする。学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置をとり、その期間は、居住地保健所の法的措置（入院勧告や就業制限）の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。併せて、各担当課へ連絡する。

以下、2つの項目について児童生徒と教職員等の対応は同様とする。

- ・学校は、保健所が行う濃厚接触者の範囲の特定等の「学校調査」に協力する。保健所による「学校調査」に備え、児童生徒の場合は、当該児童生徒の担任、学年主任、養護教諭等の協力を得て情報収集を行う。教職員等の場合は、当該職員に関わる教職員の協力を得て児童生徒との関わりや校内で行動様態などの情報収集を行う。「学校調査」の詳細は、別紙参照。
- ・「学校調査」の結果、全保護者へ「すぐメール」等で、感染者が発生したこと、教育活動の変更の有無、感染者に対する偏見や差別の防止について通知する。

ウ 臨時休業の措置について

児童生徒、教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合、杉並保健所による「学校

調査」の結果をもとに、教育委員会は、学校との協議により、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条（以下、「同法第20条」という。）に基づき、臨時に、学校の全部又は一部の休業を実施する。臨時休業の期間は、濃厚接触者が特定されるまでの間や、学級や学年の児童生徒の全員、教職員の全員がPCR検査を受けることとなった場合に検査結果が判明するまでの間とする。その期間は、杉並保健所による濃厚接触者の特定と必要なPCR検査等の実施、校内の消毒を終えるまでの間（日数）とする。

エ 校内の消毒について

学校は、児童生徒や教職員等及び学校関係者の感染が判明した場合には、杉並保健所及び学校薬剤師等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒する。必ずしも専門業者を入れて施設全体を行う必要はなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒液（0.05%次亜塩素酸ナトリウム希釀液または消毒用アルコール等）で消毒する。

消毒できない箇所は、物の表面についてウイルスの生存期間（24～72時間程度）を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置も必要に応じて行う。

（2）児童生徒、教職員等及び学校関係者が濃厚接触者に特定された場合

校長は、児童生徒や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されたという情報を得た場合は、以下の対応を行うとともに、本人等や保護者に、症状の有無や経過、学校内における活動の様態、接触者の多寡、感染経路の明否等について確認を行う。感染者の住所地の保健所による調査に対して情報提供する。

ア 児童生徒が濃厚接触者に特定された場合

校長は、同第19条に基づく「出席停止」の措置を取る。その期間は、杉並保健所の法的措置の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。

イ 教職員等及び学校関係者が濃厚接触者に特定された場合

校長は、当該職員に対して、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置をとり、学校関係者の場合には、校内への立入禁止の措置をとる。その期間は、居住地の保健所の法的措置の内容を踏まえ学校医の助言により決定する。

ウ 臨時休業の措置について

原則として、同法第20条に基づく臨時休業は実施しない。

エ 校内の消毒について

症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とする。

ただし、校内での感染が判明した場合には、p15の1（1）エの対応とする。

（3）教職員等がPCR検査を受けることになった場合、感染が判明した場合、濃厚接触者となった場合には、令和2年11月30日付け「職員の新型コロナウイルス感染防止の取組みについて（通知）」とおり学校の管理職は各所管へ報告する。

事前に、体調不良等でPCR検査を受けていることを本人等から聞き取った場合は、その時点で、以下のとおり速やかに各担当課へ連絡し、検査結果が「陽性」の場合の「学校調査」の備えについて相談する。

職員がPCR検査を受けることになった場合、速やかに以下の担当課へ連絡する。

区分	職種	担当課
1	教員、副校長校務支援員、補助教員、理科支援員、学校司書、嘱託教員、スクールサポートスタッフ、都事務、都栄養士、指導教授	教育人事企画課 連絡先：直通 03-5307-0669
2	区事務、学校事務担当、用務、調理、給食作業、学校栄養担当、警備、学校施設管理、	庶務課 連絡先：直通 03-5307-0754
3	通常学級支援員、特別支援学級介助員、特別支援学校介助員、専門職（言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・心理士）、学習支援教員、特別支援教室専門員	特別支援教育課 連絡先：直通 03-5929-9481
4	部活動指導員	学校支援課 連絡先：直通 03-5307-0756
5	JTE（日本人英語指導助手）、ALT（外国人英語指導助手）、日本語指導員、SC	済美教育センター 連絡先：SC 03-3311-1921 SC以外 03-3311-0021

（4）冬季休業中の学校閉庁日に感染者が発生した場合の連絡体制について

児童生徒の場合は、杉並保健所から学務課長を経由し、当該児童生徒の学校の管理職へ緊急連絡網により連絡する。

教職員等の場合は、学校の管理職から各担当課の管理職へ、速やかに連絡する。
連絡先は、各管理職間で共有する。

2 臨時休業中の児童生徒への支援（済美教育センター）

（1）生活面・健康面

全ての児童生徒の心身の健康状態や日頃の様子等の丁寧な把握に努め、オンライン学習システムや電話連絡等により児童生徒とコミュニケーションを取る。

ア　学校・家庭・地域が連携して、「子どもが安心して相談できる環境」を構築し、全ての児童生徒に、どんな小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、相談機関に相談するよう、学校ホームページや電話連絡等を通じて、周知する。

イ　配慮を要する児童生徒（不登校傾向、児童虐待等）については、変化を捉えにくい傾向があることを踏まえ、必ず1週間に1回以上、健康状況や日常生活の様子を聞き取るなどして、その中で変化を捉えられるよう工夫するとともに、必要に応じて子ども家庭支援センター等、関係機関と連携して対応する。

ウ　新型コロナウィルス感染症への対応が続く中で、心的負担の多い児童生徒（不安感が強まる、環境の変化へ対応が難しい等）が存在すると考えられるため、学校での相談体制の充実を図る。例えば、養護教諭等やスクールカウンセラーによる学校電話相談の開

設や学校ホームページを活用したメッセージの配信などを行う。なお、電話等での相談で解決が難しい場合は、感染症対策を徹底した上で、保護者の同意を得て、直接対面での相談等を行うことができることする。

(2) 学習面

- ア 指導計画・評価計画を踏まえ、各教科等において教科書及びそれと併用できる教材等に基づく学習課題をこまめに課すように努める。その際、学習計画表等とともに、数日単位や週単位で周知する。
- イ オンライン学習、プリント、探究的な学習（調べ学習）、動画の視聴、実技等を効果的に組み合わせ、児童生徒の主体的な学びを充実させる。
- ウ 同時双方向型のオンライン・ホームルームを通じて、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう取組状況の確認と支援を行う。また、一人1台タブレット端末を活用して、授業の配信や児童生徒との課題のやりとりなど、オンラインを活用した学習支援を積極的に行い、学びの継続に取り組む。
- エ 学習課題は、オンライン学習システム、動画配信システム、学校ホームページ、メール連絡システム（すぐメール）、原則保護者に来校いただき渡す等の方法を組み合わせて確実に提供する。
- オ 児童生徒への必要な教材等の引渡し及び課題の提出・受取りが必要な場合は、次の点に留意し、原則として保護者に対して行う。
 - ・日時を分散させた受渡日や期間を設定するなど密集しないようにする。
 - ・保護者が子どもと一緒に来校するなど、複数人での来校とならないようにする。
 - ・校庭または扉や窓を開放した体育館を受け渡し場所とするなど、密室とならないよう換気が十分行える場所で行う。
 - ・保護者同士の接触機会（密接）を極力無くすよう、動線を想定して順路の表示を行う。

参考資料

- 新型コロナウイルスの感染者等が発生した場合の対応について(依頼)
(令和2年9月10日付2杉教第 5073 号)
- 給食調理員用休憩室の提供について(依頼)
(令和2年9月10日付2杉教第 5092 号)
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」
の改定について (令和2年12月3日付事務連絡 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)
- 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～
(2020.12.3 Ver.5 文部科学省)
- 学校の「新しい日常」に対応した教育活動の実施に向けて
(令和2年11月20日 指導部高等学校教育指導課)
- 職員の新型コロナウイルス感染防止の取組みについて(通知)
(令和2年11月30日付2杉教第7322号)
- 「杉並区立学校感染症対策と学校運営に関するガイドライン(2学期以降年度末まで)」追補版について
(令和2年12月21日付2杉教第 7977 号)
- 緊急事態宣言発令に伴う新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)
(令和3年1月7日付2杉教第 8369 号)
- 旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き(第4版)
(2021年1月29日 一般社団法人 日本旅行業協会)
- 新型コロナウイルス感染症対策を施した令和2年度卒業式及び令和3年度入学式等の実施について
(令和3年2月3日付杉教第 9040 号)
- 学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施等に係る対応について
(令和3年3月1日文部科学省事務連絡)
- 学校の水泳授業における感染症対策について(通知)
(令和3年5月12日3杉教第 1613 号)
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について
(令和3年5月28日文部科学省事務連絡)